

知多都市計画用途地域の変更（常滑市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退 距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低 限度	建築物 の高さ の限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 78 h a	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	4.8%
第二種低層住居専用地域	約 7.1 h a	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	0.4%
第一種中高層住居専用地域 小 計	約 57 h a	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(60.6%)
	約 37 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(39.4%)
	約 94 h a						5.8%
第一種住居地域	約 615 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	37.9%
第二種住居地域	約 5.6 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
準住居地域	約 24 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.5%
近隣商業地域	約 36 h a	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.2%
商業地域 小 計	約 41 h a	40/10 以下	—	—	—	—	(39.8%)
	約 62 h a	50/10 以下	—	—	—	—	(60.2%)
	約 103 h a						6.4%
準工業地域 小 計	約 440 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(72.6%)
	約 166 h a	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(27.4%)
	約 606 h a						37.4%
工業地域	約 52 h a	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.2%
合 計	約 1,621 h a						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。」

理 由

建築物の規制・誘導を図り、来訪者の交流の場である観光交流拠点の充実を図るため、当該地区の用途地域を第一種住居地域から準工業地域に変更するものである